

吹田市融資利用事業者応援金 募集要項

令和4年(2022年)5月20日

1 吹田市融資利用事業者応援金の概要	p.1
(1)趣旨 (2)支給対象者 (3)支給額 (4)申請期間等	
2 申請から支給までの主な流れ	p.2
3 対象・対象外フローチャート	p.3
4 対象要件	p.4
(1)対象要件(法人) (2)対象要件(個人事業主)	
5 応援金の支給	p.7
(1)支給の決定と振込 (2)不支給の決定と通知	
6 その他	p.7
(1)申請の取下げ (2)支給決定の取消し (3)申請書類の取扱い	
7 よくあるご質問	p.8
提出物確認シート【法人】	p.9
提出物確認シート【個人事業主】	p.11
交付申請(請求)書兼口座振込依頼書、誓約・同意書	p.13

〔申請期間〕

令和4年5月30日(月)から同年8月10日(水)(当日消印有効)まで【締切厳守】

〔申請書類の宛先〕

〒542-0076 大阪府中央区難波4-7-14 難波フロントビル11階

吹田市融資利用事業者応援金受付センター 宛

※ レターパックライトで郵送。直接持参による申請はできませんのでご注意ください。

〔お問合せ〕

電話番号 06-6645-6065(コールセンター)

開設日時 午前9時から午後5時30分まで(土日祝日を除く)

開設期間 令和4年5月30日(月)から同年9月30日(金)まで

融資利用事業者
応援金ホームページ



1 吹田市融資利用事業者応援金の概要

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少したことにより、セーフティネット保証等の融資を利用している事業者には、緊急経済対策として応援金を支給するものです。

吹田市 融資利用事業者応援金

検索

吹田市ホームページから申請書類や最新情報を確認できます。

(2) 支給対象者

令和4年4月1日時点で新型コロナウイルス感染症関連の融資を利用している市内中小企業等
(個人事業主を含む)

(3) 支給額

1事業者につき、20万円（1回限り）

- ・ 複数店舗(事業所)を営業する場合も1事業者とします。
- ・ 支給額は、基本的に所得税等の課税対象(事業収入)となりますので、確定申告の際にご確認ください。

(4) 申請期間等

[申請期間]

令和4年5月30日(月)から同年8月10日(水)(当日消印有効)まで【締切厳守】

[申請書類の宛先]

〒542-0076 大阪府中央区難波4-7-14 難波フロントビル11階

吹田市融資利用事業者応援金受付センター 宛

※ レターパックライトで郵送。直接持参による申請はできませんのでご注意ください。

2 申請から支給までの主な流れ

① 対象要件を確認

・対象要件は、「4 対象要件」(法人の場合は5ページ、個人事業主の場合は6ページ)をご覧ください。

② 申請書類の作成(申請者)

- (1) 吹田市ホームページから「吹田市融資利用事業者応援金交付申請(請求)書兼口座振込依頼書」(様式第1号)をダウンロードする。
- (2) 「提出物確認シート」(法人の場合は9ページ、個人事業主の場合は11ページ)を確認して、必要な書類(融資の内容が確認できる書類等)を添付する。

吹田市融資利用事業者応援金受付センターにレターパックライトで郵送

[申請期間] 令和4年5月30日(月)から同年8月10日(水)(当日消印有効)まで【締切厳守】

- ・提出書類は一切返却できません。
- ・受付センターに申請書類を直接持ち込むことはできません。
- ・郵送前には、レターパックライトの「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- ・現在の「レターパックライト」は370円です。消費税増税前に購入された「レターパックライト」をご利用される際は、差額分の切手を貼ってご利用ください。

[申請書類の宛先]

〒542-0076 大阪市中央区難波 4-7-14 難波フロントビル 11階
吹田市融資利用事業者応援金受付センター 宛

③ 申請書類の審査(吹田市)

・書類不備で返送された場合は、書類訂正の上、再提出が必要です。

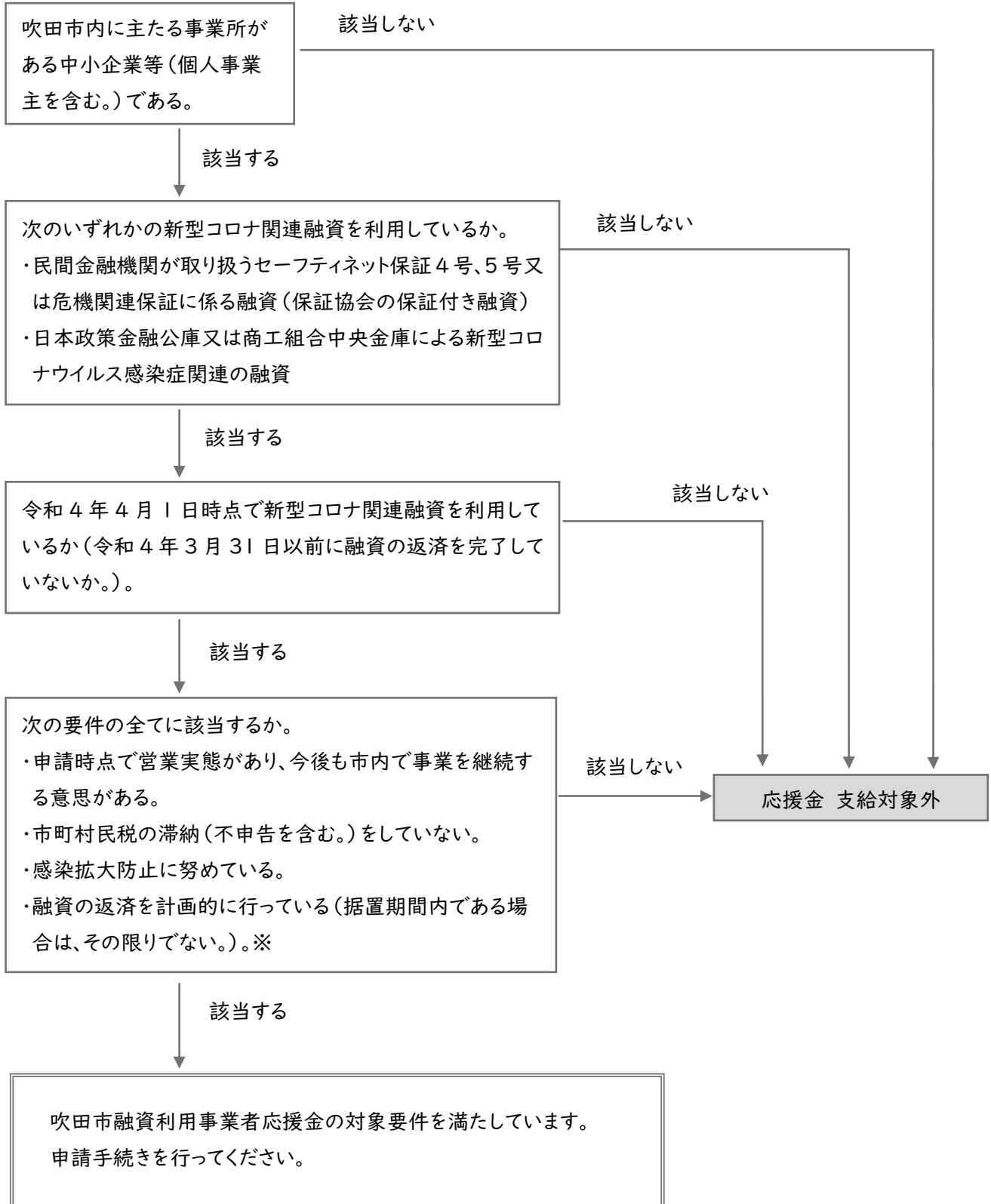
④ 応援金の支給(吹田市)

1か月から1か月半程度で応援金の支給を決定し、指定口座へ振り込みます。

※ 支給決定のお知らせは送付しませんので、振込先預金口座をご確認ください。

3 対象・対象外フローチャート

詳しくは「4 対象要件」（法人の場合は 5 ページ、個人事業主の場合は 6 ページ）をご覧ください。



※ 返済計画の見直しの手続き中である場合などをご相談ください。

4 対象要件

次の要件を全て満たす必要があります。

- ア 新型コロナウイルス感染症関連の融資（セーフティネット保証等）を利用していること。
- イ 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- ウ 市内に主たる事業所を有し、今後も市内で事業を継続する意思があること。
- エ 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。
- オ 感染拡大防止に努めていること。

法人の場合は5 ページ、個人事業主の場合は6 ページをご覧ください。

（支給対象外の例）

- ・ 市内に主たる事業所を有していない事業者
- ・ 市内在住だが、主たる事業活動の場が市外である個人事業主
- ・ 信用保証協会の代位弁済を受け、又は金融機関から取引停止処分を受けている場合
- ・ 新型コロナウイルス感染症関連以外の融資（金融機関独自の融資や開業資金融資等）を利用している場合
- ・ 令和4年3月31日以前に融資の返済を完了している場合
- ・ 令和4年4月2日以降に融資を利用した場合
- ・ 大企業が実質的に経営に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）
- ・ 政治・経済・文化団体、又は宗教上の組織若しくは団体
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業を営む者
- ・ 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第1号から第4号までに規定する者

(1) 対象要件(法人)

ア 新型コロナウイルス感染症関連(セーフティネット保証等)の融資を利用していること。

令和4年4月1日時点で次のいずれかの新型コロナ関連融資を利用していること。

※ 返済計画の見直しの手続き中である場合などをご相談ください。

(ア) 民間金融機関が取り扱うセーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証に係る融資(保証協会の保証付き融資)

(イ) 日本政策金融公庫又は商工組合中央金庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付

※ 商工会議所と日本政策金融公庫によるマル経融資(新型コロナウイルス対策マル経)を含みます。

イ 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であること。

株式会社等の会社と個人事業主のほか、一般社団法人、医療法人、NPO法人等を含みます。

資本金又は常時使用する従業員のいずれかが、下表に該当していること。

業種	常時使用する従業員	資本金
製造業等	300人以下	3億円以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下	
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
旅館業	200人以下	
小売業(飲食店を含む)	50人以下	5,000万円以下
医療法人等	300人以下	—

※ 製造業等には、建設業、運送業、不動産業、倉庫業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業などを含みます。

※ 次のいずれかに該当する場合は対象外です。

- ・ 大企業が実質的に経営に参画している企業(いわゆる「みなし大企業」)
- ・ 政治・経済・文化団体、又は宗教上の組織若しくは団体
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業を営む者
- ・ 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第1号から第4号までに規定する者

ウ 市内に主たる事業所を有し、今後も市内で事業を継続する意思があること。

次の要件を全て満たす必要があります。

(ア) 本市で法人市民税の均等割が課税されていること。

(イ) 市内事業所が法人登記簿又は定款に記載の本店であり、申請者の意思決定ができる事業所であること。ただし、本店が事業活動の場ではない場合は、市内にのみ事業所を有していること。

(ウ) 現在も事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。

エ 市町村民税の滞納(不申告を含む。)をしていないこと。

納期限を過ぎている場合であっても、期限後の納付について、納付約束をし、計画的に納付を行っている場合や、徴収猶予等により猶予期間中である場合は、要件を満たすものとします。

オ 感染拡大防止に努めていること。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、適切な感染防止対策(消毒の徹底、換気の確保等)を実施していること。

(2) 対象要件(個人事業主)

ア 新型コロナウイルス感染症関連(セーフティネット保証等)の融資を利用していること。

令和4年4月1日時点で次のいずれかの新型コロナ関連融資を利用していること。

※ 返済計画の見直しの手続き中である場合などにご相談ください。

(ア) 民間金融機関が取り扱うセーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証に係る融資(保証協会の保証付き融資)

(イ) 日本政策金融公庫又は商工組合中央金庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付

※ 商工会議所と日本政策金融公庫によるマル経融資(新型コロナウイルス対策マル経)を含みます。

イ 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であること。

※ 次のいずれかに該当する場合は対象外です。

- ・ 政治・経済・文化団体、又は宗教上の組織若しくは団体
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業を営む者
- ・ 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第1号から第4号までに規定する者

ウ 市内に主たる事業所を有し、今後も市内で事業を継続する意思があること。

次の要件を全て満たす必要があります。

(ア) 申請時点で市内にのみ事業所を有している、又は市内事業所が主たる事業活動の場であること。

※ 本応援金における「事業所」とは、継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び物的設備を有する拠点となる場所(例:事務所)をいいます。

(イ) 現在も事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。

エ 市町村民税の滞納(不申告を含む。)をしていないこと。

納期限を過ぎている場合であっても、期限後の納付について、納付約束をし、計画的に納付を行っている場合や、徴収猶予等により猶予期間中である場合は、要件を満たすものとします。

オ 感染拡大防止に努めていること。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、適切な感染防止対策(消毒の徹底、換気の確保等)を実施していること。

5 応援金の支給

(1) 支給の決定と振込

審査の上、適正と認められるときは、1か月から1か月半程度で応援金の支給を決定し、「吹田市会計管理者」から指定口座へ口座振込により支給します。

振込先預金口座は、申請者本人名義(法人の場合は当該法人名義)に限ります。

なお、支給決定のお知らせは送付しませんので、振込先預金口座をご確認ください。

(2) 不支給の決定と通知

審査の結果、応援金を支給しない旨を決定した場合は、後日、不支給決定通知書を送付します。

6 その他

(1) 申請の取下げ

申請後、対象要件を満たしていなかったことが判明した場合は、その旨を吹田市融資利用事業者応援金コールセンターまでご連絡ください。

また、申請内容に不備があり、吹田市が補正を求めたときは、申請者は指定期日までに申請内容の補正を行う必要があります。申請内容の補正が指定期日までに行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。

(2) 支給決定の取消し

応援金支給の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚したときは、応援金の支給決定を取り消します。この場合において、既に応援金の支給を受けている申請者は、吹田市の規定に沿って応援金を返還していただきます。

(3) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は、一切返却できませんのでご了承ください。

イ 申請内容に関する情報は、応援金の審査及び支給並びに統計資料の作成に関する事務に限り使用し、その他の目的には使用しません。ただし、税務情報として使用すること、及び大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。

7 よくあるご質問

No.	ご質問	ご回答
1	支給額はいくらですか？	1 事業者につき、20 万円です。 なお、複数店舗（事業所）を営業する場合も1事業者とします。
2	申請は先着順ですか？	先着順ではありません。 令和 4 年 8 月 10 日（水）（当日消印有効）までに申請されましたら、本応援金の支給対象となります。
3	市内在住ですが、事業所（店舗）は市外にあります。この応援金は対象になりますか？	個人事業主の場合は、「市内にのみ事業所を有している、又は市内事業所が主たる事業活動の場であること」が要件となりますので、本応援金の支給対象になりません。
4	これまで国・府・吹田市から給付金や補助金を受け取ったことがあります。この応援金も受け取ることができますか？	他の給付金や補助金を受け取っていても、本応援金を受け取ることができます。
5	これから融資を利用しますが、この応援金は対象になりますか？	これから融資を利用する場合は、本応援金の支給対象になりません。 （参考：支給対象となる融資の要件） 令和 4 年 4 月 1 日時点で次のいずれかの新型コロナ関連融資を利用しており、完済していないこと。 （ア）民間金融機関が取り扱うセーフティネット保証 4 号、5 号又は危機関連保証に係る融資（保証協会の保証付き融資） （イ）日本政策金融公庫又は商工組合中央金庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付
6	据置期間内のため、元金の返済が始まっていませんが、この応援金は申請できますか？	据置期間内の場合であっても本応援金の支給対象になります。

吹田市融資利用事業者応援金についてご不明な点は、コールセンターまでお問い合わせください。

【お問合せ】

電話番号 06-6645-6065（コールセンター）

開設日時 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（土日祝日を除く。）

開設期間 令和 4 年 5 月 30 日（月）から同年 9 月 30 日（金）まで

事業者名(屋号):

提出物確認シート【法人】

申請書類の1枚目に
添付してください。

提出物に ○ 印↓		提出書類	
必須	1	提出物確認シート(本紙)	
	2	交付申請(請求)書兼口座振込依頼書(様式第1号)	
	3	誓約・同意書(様式第2号)	
	4	融資の内容や返済計画が確認できる書類	【民間金融機関が取り扱うセーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証に係る融資】 ・信用保証決定のお知らせ(お客様用)の写し ・返済日別の返済額が確認できる書類(金銭消費貸借証書の写し等)
			【日本政策金融公庫・国民生活事業の新型コロナウイルス感染症特別貸付】 ・お支払額明細書の写し ※日本公庫ダイレクトからダウンロードできます。 【日本政策金融公庫・中小企業事業の新型コロナウイルス感染症特別貸付】 ・償還約定表(1ページ目)の写し
			【商工組合中央金庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付】 ・返済予定表の写し ・金銭消費貸借契約証書の写し
	5	返済計画のとおり返済が確認できる通帳記載内容の写し等 ※ 初回の返済日が到来していない場合は提出不要です(初回の返済日は、4の「融資の内容や返済計画が確認できる書類」で確認します。)	
	6	直近の事業年度分の確定申告書の写し	
	7	履歴事項全部証明書の写し	
	8	事業所の写真(3種類) ①事業所の外観、②建物の入口看板、③事業所の内観	
9	吹田市の法人市民税(直近事業年度分)の納税が確認できる書類		
10	振込先預金口座の通帳の写し		
該当者のみ	11	吹田市内の主たる事業所や事業の状況が確認できる書類 ※ 他の提出書類から主たる事業所の所在を確認できない場合に提出してください。	
	12	その他()	

その他特記事項等(提出書類について補足したい内容があればご記入ください。)

提出物確認シート【法人】の内容説明

各書類の内容をご確認ください。

	提出書類	内容説明
1	提出物確認シート	用意した提出物に○を記入してください。
2	交付申請(請求)書兼口座振込依頼書(様式第1号)	13ページの記入例を参考に作成してください。
3	誓約・同意書(様式第2号)	—
4	融資の内容や返済計画が確認できる書類	金融機関から受け取った各書類の写しを提出してください。
5	返済計画のとおり返済が確認できる通帳記載内容の写し等	令和4年4月1日以降の返済について、通帳の名義人が分かるページと月々の返済額の記載のあるページの写しを提出してください。
6	直近の事業年度分の確定申告書の写し	次の書類を提出してください。 ・法人税確定申告書〔別表一〕 ・法人事業概況説明書又は損益計算書(一般様式)等の写し ・電子申告の場合は、確定申告書の送信データ受付メールの内容(税務署から届いたもの)も提出してください。
7	履歴事項全部証明書の写し	主たる事業所の所在を確認できない場合は、11の「吹田市内の主たる事業所が確認できる書類」を提出してください。
8	事業所の写真(3種類)	①事業所の外観、②建物の入口看板、③事業所の内観 ※ ①～③で事業所の実態が十分に確認できない場合は、設備等の写真を貼り付けてください。
9	吹田市の法人市民税(直近事業年度分)の納税が確認できる書類	次のいずれかの書類を提出してください。 ・直近事業年度分の領収証書の写し(年額分) ・直近事業年度分の法人市民税納税証明書 ※ 証明書は吹田市税制課(吹田市役所中層棟2階201番窓口)で取得できます(郵送申請可)。
10	振込先預金口座の通帳の写し	口座名義は、法人の場合は当該法人名義に限ります。 通帳の表紙の次の見開きページの、金融機関名、口座番号、口座名義人等を確認できる部分をコピーしてください。 ※ ネットバンキングの場合は、これらの情報が記載された画面を印刷して提出してください。
11	吹田市内の主たる事業所が確認できる書類	他の提出書類から主たる事業所の所在を確認できない場合は、次のいずれかの書類を提出してください。 ・営業許可証の写し(事業所所在地の記載のあるもの) ・事業所の賃貸借契約書の写し ・事業所の固定資産税・都市計画税の納税通知書、課税明細書の写し(1～2ページ部分) ・事業所の不動産登記簿謄本の写し等
12	その他	個別の理由で必要な資料があれば提出してください。

事業者名(屋号):

提出物確認シート【個人事業主】

申請書類の1枚目に添付してください。

提出物に ○ 印↓		提出書類	
必須	1	提出物確認シート(本紙)	
	2	交付申請(請求)書兼口座振込依頼書(様式第1号)	
	3	誓約・同意書(様式第2号)	
	4	融資の内容や返済計画が確認できる書類	【民間金融機関が取り扱うセーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証に係る融資】 ・信用保証決定のお知らせ(お客様用)の写し ・返済日別の返済額が確認できる書類(金銭消費貸借証書の写し等)
			【日本政策金融公庫・国民生活事業の新型コロナウイルス感染症特別貸付】 ・お支払額明細書の写し ※日本公庫ダイレクトからダウンロードできます。 【日本政策金融公庫・中小企業事業の新型コロナウイルス感染症特別貸付】 ・償還約定表(1ページ目)の写し
			【商工組合中央金庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付】 ・返済予定表の写し ・金銭消費貸借契約証書の写し
	5	返済計画のとおり返済が確認できる通帳記載内容の写し等 ※ 初回の返済日が到来していない場合は提出不要です(初回の返済日は、4の「融資の内容や返済計画が確認できる書類」で確認します。)	
	6	令和3年分の確定申告書の写し	
	7	個人事業の開業・廃業等届出書の写し ※ 無い場合は、11の「吹田市内の主たる事業所が確認できる書類」を提出してください。	
	8	事業所の写真(3種類) ①事業所の外観、②建物の入口看板、③事業所の内観	
9	市町村民税(令和3年度分)の納税が確認できる書類		
10	振込先預金口座の通帳の写し		
該当者のみ	11	吹田市内の主たる事業所や事業の状況が確認できる書類 ※ 他の提出書類から主たる事業所の所在を確認できない場合に提出してください。	
	12	その他()	

その他特記事項等(提出書類について補足したい内容があればご記入ください。)

提出物確認シート【個人事業主】の内容説明

各書類の内容をご確認ください。

	提出書類	内容説明
1	提出物確認シート	用意した提出物に○を記入してください。
2	交付申請（請求）書兼口座振込依頼書（様式第1号）	13 ページの記入例を参考に作成してください。
3	誓約・同意書（様式第2号）	—
4	融資の内容や返済計画が確認できる書類	金融機関から受け取った各書類の写しを提出してください。
5	返済計画のとおり返済が確認できる記載記帳内容の写し等	令和4年4月1日以降の返済について、通帳の名義人が分かるページと月々の返済額の記載のあるページの写しを提出してください。
6	令和3年分の確定申告書の写し	次の書類を提出してください。 ・令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書〔第一表〕及び〔第二表〕の写し ・令和3年分所得税青色申告決算書（1～2ページ部分）又は令和3年分収支内訳書（一般用）の写し ・電子申告の場合は、確定申告書の送信データ受付メールの内容（税務署から届いたもの）も提出してください。
7	個人事業の開業・廃業等届出書の写し	個人事業の開業・廃業等届出書が無い場合は、11の「吹田市内の主たる事業所が確認できる書類」を提出してください。
8	事業所の写真（3種類）	①事業所の外観、②建物の入口看板、③事業所の内観 ※ ①～③で事業所の実態が十分に確認できない場合は、設備等の写真を貼り付けてください。
9	市町村民税（令和3年度分）の納税が確認できる書類	次のいずれかの書類を提出してください。 ・令和3年度分の領収証書の写し（年額分） ・令和3年度分の市町村民税納税証明書（非課税の場合は非課税証明書） ※ 証明書は吹田市税制課（吹田市役所中層棟2階201番窓口）で取得できます（郵送申請可）。吹田市外在住の個人事業主の場合は、お住まいの市町村に申請してください。
10	振込先預金口座の通帳の写し	口座名義は、申請者本人名義に限ります。 通帳の表紙の次の見開きページの、金融機関名、口座番号、口座名義人等を確認できる部分をコピーしてください。 ※ ネットバンキングの場合は、これらの情報が記載された画面を印刷して提出してください。
11	吹田市内の主たる事業所が確認できる書類	他の提出書類から主たる事業所の所在を確認できない場合は、次のいずれかの書類を提出してください。 ・営業許可証の写し（事業所所在地の記載のあるもの） ・事業所の賃貸借契約書の写し ・事業所の固定資産税・都市計画税の納税通知書、課税明細書の写し（1～2ページ部分） ・事業所の不動産登記簿謄本の写し等
12	その他	個別の理由で必要な資料があれば提出してください。

記入例

吹田市融資利用事業者応援金交付申請(請求)書兼口座振込依頼書

令和 4 年 〇 月 〇 日

吹田市長 宛

次のとおり吹田市融資利用事業者応援金の交付を申請します。また、交付決定後は交付決定額を下記の振込先預金口座に振り込んでください。

記



申請(請求)者

主たる事業所(店舗)の所在地	〒 5 6 4 - 8 5 5 0 吹田市 泉町1-3-40		
主たる事業所(店舗)の名称	(フリガナ) スイタサケテン 吹田酒店		
電話番号	06 - 6384 - 1231 (担当者: 吹田 勇氣)		
事業者名(屋号)	(フリガナ) スイタシュゾウカブシキガイシャ 吹田酒造株式会社	 ※代表者印以外は不可	
代表者	(フリガナ) スイタ アイ ※法人のみ記入 (役職) 代表取締役 (氏名) 吹田 愛		
法人は本店所在地 個人事業主は自宅住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上	〒 - 	
主たる業種 ※主な業種を1つ選択	1 小売業 2 卸売業 3 飲食業 4 建設業 5 製造業 6 教育・学習支援業 7 サービス業 8 運輸業 9 医療・福祉 10 その他()		
対象となる融資 ※令和4年4月1日時点で借り入れているもの	<input checked="" type="checkbox"/> セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証に係る融資 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫・商工組合中央金庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付		
交付申請(請求)額	200,000円		

振込先預金口座

〇〇〇〇	銀行 信用金庫 信用組合	〇〇 支店	預金の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
金融機関コード	1 2 3 4	支店コード	5 6 7	
口座番号	1 2 3 4 5 6 7			
フリガナ	スイタシュゾウ (カ)			
口座名義	吹田酒造株式会社			

※口座名義は、申請者本人名義(法人の場合は当該法人名義)に限ります。

吹田市融資利用事業者応援金交付申請(請求)書兼口座振込依頼書

令和 4 年 月 日

吹田市長 宛

次のとおり吹田市融資利用事業者応援金の交付を申請します。また、交付決定後は交付決定額を下記の振込先預金口座に振り込んでください。

記

捨印

申請(請求)者

主たる事業所(店舗)の所在地	〒 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> 吹田市		
主たる事業所(店舗)の名称	(フリガナ) _____		
電話番号	_____ (担当者: _____)		
事業者名(屋号)	(フリガナ) _____	①	
代表者	(フリガナ) _____		
	※法人のみ記入 (役職) _____ (氏名) _____		
法人は本店所在地 個人事業主は自宅住所	<input type="checkbox"/> 同上	〒 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/>	
主たる業種 ※主な業種を1つ選択	1 小売業 2 卸売業 3 飲食業 4 建設業 5 製造業 6 教育・学習支援業 7 サービス業 8 運輸業 9 医療・福祉 10 その他(_____)		
対象となる融資 ※令和4年4月1日時点で借り入れているもの	<input type="checkbox"/> セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証に係る融資 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫・商工組合中央金庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付		
交付申請(請求)額	200,000円		

振込先預金口座

	銀行 信用金庫 信用組合		支店	預金の 種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
金融機関コード	<input style="width: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 20px;" type="text"/>	支店コード	<input style="width: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 20px;" type="text"/>
口座番号	<input style="width: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 20px;" type="text"/>
フリガナ	<input style="width: 100%;" type="text"/>				
口座名義	<input style="width: 100%;" type="text"/>				

※口座名義は、申請者本人名義(法人の場合は当該法人名義)に限ります。

吹田市融資利用事業者応援金 誓約・同意書

事業者名(屋号)

次の内容について誓約・同意します。

※誓約・同意事項を確認し、間違いなければチェック欄にチェックを入れてください。

No.	誓約・同意事項	チェック欄
1	対象要件を全て満たしており、申請内容に偽りはありません。また、虚偽等の不正が発覚した場合、応援金の返還に応じるとともに、吹田市が悪質であると判断した場合は、事業所名等を公表することに同意します。	<input type="checkbox"/>
2	申請日時点で吹田市内において事業を営んでおり、今後も吹田市内で事業を継続します。	<input type="checkbox"/>
3	営業に必要な許認可等を有しています。(許認可等が不要な場合もチェックを入れる)	<input type="checkbox"/>
4	申請内容について不備があった場合に、吹田市が指定する期間内に、申請者に連絡、確認等ができず応援金の交付ができないときは、応援金の交付申請は、取り下げられたものとみなされることに同意します。	<input type="checkbox"/>
5	吹田市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。	<input type="checkbox"/>
6	対象要件を審査するため、吹田市が必要な税等の公簿等の確認を行うことや他の行政機関等に求めることに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。	<input type="checkbox"/>
7	新型コロナウイルス感染拡大防止のために、適切な感染防止対策(消毒の徹底、換気の確保等)を実施しています。	<input type="checkbox"/>
8	次のいずれにも該当しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・大企業が実質的に経営に参画している企業(いわゆる「みなし大企業」) ・政治・経済・文化団体 ・宗教上の組織若しくは団体 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業を営む者 ・大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第1号から第4号までに規定する者 	<input type="checkbox"/>